

富山県環境にやさしい農業・適正農業推進協議会設置要領

(設置)

第1条 環境問題に対する関心が高まる中、環境への負荷の軽減や農産物の安全性、農業者の安全確保に配慮した持続的な農業を推進するための方策を協議するとともに、同方策に基づく取組みの拡大・定着を推進するため、富山県環境にやさしい農業・適正農業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境にやさしい農業に係る推進方策の協議に関すること
- (2) 環境にやさしい農業及びみどりの食料システムの推進に関すること
- (3) 適正農業規範に基づく農業の推進に関すること
- (4) その他環境にやさしい農業及び適正農業管理の推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長1名、副会長1名、委員及び専門員をもって構成する。

- 2 会長は、富山県農林水産部長をもってあてる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 委員及び専門員は、別表に掲げる学識経験者及び機関の長又はその指名する職員とする。

(会議)

第4条 会長は、協議会を進行する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員及び専門員が、その職務を代理する。
- 3 協議会は、知事が必要に応じて随時召集する。

(意見の聴取)

第5条 会長は、その職務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係団体の役職員、学識経験者等から意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会に事務局を置き、事務局の庶務は、農林水産部農業技術課において行う。

(細則)

第7条 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

- この要領は、平成9年1月27日から施行する。
- この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- この要領は、平成24年5月18日から施行する。
- この要領は、平成26年3月25日から施行する。
- この要領は、平成28年7月19日から施行する。
- この要領は、令和7年1月20日から施行する。